

## 第2回 長野県本人確認情報保護審議会 会議録

1 日 時 平成22年1月25日（月）午後1時～午後2時10分

2 場 所 長野県庁議会棟 第2特別会議室

3 出席者

出席委員 栗林正清会長、神戸美佳委員、堀内征治委員、金子春雄委員

事務局 浦野昭治総務部長、春日良太市町村課長、笹沢文昭情報システム推進室長

4 議 題

以下の項目について別紙のとおり審議を行った。

- (1) 住民基本台帳ネットワークシステムに係るセキュリティ対策について
  - ア 上伊那広域連合における操作者識別カード紛失事故について
  - イ 平成21年度における本県のセキュリティ対策（県機関・市町村）
- (2) 本人確認情報の県事務利用について
- (3) その他 住民基本台帳法の一部改正について

別紙

(司会)

定刻となりましたので、ただいまから、「長野県本人確認情報保護審議会」を開会します。  
開会にあたりまして、浦野総務部長から、ごあいさつを申し上げます。

(浦野総務部長)

一言御挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様方、本日はお忙しいところ、御出席賜りまして、ありがとうございます。

また、今回の審議会の開催にあたっては、事務局の不手際もございまして、開催日が二転三転いたしましたして、皆様方に大変御迷惑をおかけいたしましたして、お詫び申し上げるところでございます。

住民基本台帳ネットワークシステムにつきましては、運用開始から7年半が経過をいたしました。

後ほどまた事務局より詳しく申し上げますが、昨年9月に上伊那広域連合で、操作者識別カードを紛失するという大変大きな事故が発生いたしました。

県としては、緊急に県内の市町村の担当の方を集め、事故防止のためのセキュリティ対策の徹底を図ったところでございます。

今後、このようなことが再び起きないように、市町村あるいは県機関に対する運用面でのサポートに力を入れてまいりたいと考えております。

また、住基ネットの事務利用でございますが、平成20年の1月以降、順次事務利用を進めてまいりました。現在では、法律に基づく6事務と条例に基づく2つの事務の合計8件について、利用しているところでございます。

今後、必要に応じて、事務利用の拡大について検討していきたいと考えております。

また、この第三期の長野県本人確認情報保護審議会は、今日30日が委員の皆様方の任期となっております。本日が、第三期の最後の審議会ということになります。2年間にわたり、本当にありがとうございました。厚く御礼を申し上げたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、会議の場を通じて、貴重な御助言や御示唆を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

(司会)

本日は、4名の委員の皆様方に御出席いただくことができましたので、「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例」の第8条第2項の規定により審議会は有効に開催されることとなります。これ以後につきましては、条例第8条第1項の規定により、栗林会長に議長をお願いいたします。

(栗林会長)

これより会議事項に移ります。まず、審議会の公開・非公開の扱いについてですが、これまで参考資料の「傍聴要領」のとおり扱ってきております。審議会は原則公開としますが、本人確認情報の保護を図る上で支障があると認め非公開とする場合は、その都度委員の皆さんにお諮りして決定してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。それでは、まず「住民基本台帳ネットワークシステムに係るセキュリティ対策」について、資料1を事務局から説明してください。

(事務局)

(資料1に基づき説明)

(栗林会長)

それでは資料1について、御質問、御意見がありましたら御発言願います。

(堀内委員)

上伊那広域連合では、このような事故を防止するために何らかの啓発、教育は行っていたのですか。

(事務局)

当時の状況の確認する中では、厳格な教育・啓発を行っていたことは確認されておりません。今後は、それを踏まえ、厳しい指導啓発をしていただくようお願いしました。

(金子委員)

広域連合の場合、各市町村のサーバーは、広域連合で施錠保管されていると思いますが、広域連合の職員の権限は、構成市町村の職員の権限と同じなのか、あるいは限定されているのかお聞きしたいと思います。権限が分かれているのであれば、広域連合には、受託者としての意識が必要ではないかと思えます。

広域連合が市町村から預かっている操作者カードの権限は、市町村にあるICカードと全く同じ権限であり、IDで権限を分けているということですか。

(事務局)

広域連合ではサーバーの管理に係る権限を付与されたカードを市町村から貸与されており、市町村と同じ権限をもっておりました。

(金子委員)

広域連合は市町村から権限の委任を受けているのだと私は理解しています。広域連合の

権限が広範囲に及ぶことを考えると、市町村と広域連合のそれぞれの職員の権限を明確にしておいたほうが良いと考えます。

(栗林会長)

他に御質問、御意見等がありますか。

(事務局)

本日欠席の関委員については、先日、事務局が本日の資料の御説明を申し上げました。その際、御意見を2点いただいておりますので、御紹介申し上げます。

御意見の1点目は、操作者用ICカード紛失事故を再発させないためのセキュリティ対策を確実に行わせることが必要だということです。

この御意見についてですが、上伊那情報センターでは、ICカードを使った際の日時、返却の日時を記載する使用管理簿を整備するとともに、ICカードの存否を定期的に確認するための点検簿を作成いたしました。いずれも担当者が記載した内容をセキュリティ管理者が確認する仕組みです。

県としても、これらのセキュリティ対策が確実に行われているか否かについて、市町村課職員が訪問して、使用管理簿あるいは点検簿の確認を行ってまいります。また、他の市町村につきましても、市町村課職員が巡回訪問し、管理簿あるいは使用簿の確認をし、再発防止に努めてまいります。

2点目ですが、責任の所在の明確化と職員の処分等についてです。上伊那広域連合では、同様の事故を起こさないためにも、責任のある職員を処分して責任の所在を明確にした上で、しっかりとしたセキュリティ対策を講じるべきではないかという御意見でございます。

この御意見に対しては、今回の事故の重大性を考えますと、やはり管理責任を有する職員に対しては、処分を含む何らかの措置が必要であると考えております。県には市町村や広域連合の職員に対する処分権限はありませんが、今後同様の事故が発生しないようにするためにも、委員から御指摘いただいた趣旨を、上伊那広域連合や県内市町村へ伝えてまいりたいと考えております。

(栗林会長)

これは公開の場ですので、差し支えない範囲で結構ですが、どういう状況でカードを紛失したのかを、どの程度把握されていますか。今後の事項防止のために、具体的な紛失対応がどうだったのかというのを、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

(事務局)

紛失した原因及び状況については、再三にわたり調査はしているところですが、不明でございます。

(栗林会長)

ありがとうございました。他に御意見ありますか。

(神戸委員)

皆さんから御意見が出ていますとおり、今後は事故の再発防止が重要なことだと思います。今後、上伊那広域連合以外の市町村に対しても巡回の調査等をされるということですが、それはきちんとやっていただきたいと思います。しかし、巡回で調査されていくのでは、時間がかかってしまうので、例えば使用簿の作成がきちんと行われているのかなどについて、直ちに書面で報告をしていただくとか、迅速に対応できるものについては、可能な限り早く、県がチェックすることも必要なのではないかなと考えます。

(事務局)

可能な限りにおきまして、至急対応してまいります。

(堀内委員)

この資料1を見ますと、かなり重要な事態だったということですが、その重要さが現れていない資料になっているのではないかと思います。事故を未然に防いだというよりは、何も事が起こらなくて良かったという内容です。もう少し慎重にかつ、きちっとしたレベルで取り組む必要があったかなというふうに思います。私も委員としてあらためて反省はしていますが、この審議会の役割かどうかは分かりませんが、起きた時点で会議を緊急に開くなり、あるいは第三者機関が入って協議するなりといったことがあればもっと良かったのではないかなと思います。そういうことがこれからの啓蒙や教育、事故の未然防止というところにつながっていくのではないかと感じました。反省を含めた意見として申し上げたいと思います。

(栗林会長)

ほかに御意見がなければ、次の議事に移りたいと思います。続いて、住民基本台帳ネットワークシステムに係るセキュリティ対策について、資料2、資料3を事務局から説明してください。

(事務局)

(資料2及び資料3に基づき説明)

(栗林会長)

資料2、資料3について委員さんの方から御質問や御意見がありましたらお願いします。

(金子委員)

総務省が定めた自己点検項目にはないかと思いますが、昔インターネット等に庁内LANが接続されているという問題があったと思います。県では実態調査をされていますか。時間が経つとネットワークは、ハブに鍵をかけていない限り、接続方法を変えることで外部につながるようになってしまう脆弱性が出てしまうと思います。

(事務局)

チェックリストの結果のほかには、調査データは持ち合わせておりません。

(金子委員)

インターネットへの接続状態をチェックできる機械が今は出回っております。運用に入ってから7年目ということですが、カードの紛失事故も起きている中で、セキュリティ事犯として発生しやすいことなので、継続的に努力されることが望ましいと思います。是非対処をお願いいたします。

(堀内委員)

この監査がシステムにのっとりきちんとなされているということについてまず評価をしたいと思いますし、結果も満点に近いところでチェックが終わっているということで好ましかったと思っております。ただ、私の意見としては、今度はPDCAのサイクルの中で、さらに適正なシステム管理というのをやっていただければありがたいと思いました。それから、監査結果報告書によると、比較的、初歩的な部分で指摘を受けていると感じました。チェック項目だけにとらわれず、システム管理の一番の原点のところをしっかりと啓蒙していく、あるいはチェックしていくということが必要だと感じました。

(栗林会長)

他に御質問や御意見はございますか。事務局のほうで何か補足する点ありますか。

(事務局)

先程に続き関係委員から、今回のチェックリストの点検のあり方について、御意見をいただいております。操作者識別カードの管理に係る設問からは、使用簿や管理簿の整備状況がわからないので、チェックリストのあり方も今後検討していただき、しっかりとしたセキュリティ対策が取れるようお願いしたい。という御意見でございます。

各機関が自己点検を行う際は、チェックリストに加え、自己点検の手引き、セキュリティ手順などを参考にして評価を行っております。セキュリティ対策の状況をより適正に評価できるようにするために、項目の追加なども行いつつ、今後の改善を図ってまいりたいと思います。

(栗林会長)

ありがとうございます。他に御質問、御意見がございますか。なければ、ただ今の会議事項1のネットワークシステムに係るセキュリティ対策についての審議はこの辺で終了いたします。県におきましては引き続き本人確認情報保護のための方策等について万全を期してください。

では、次に会議事項2に移ります。資料4の本人確認情報の県事務利用について事務局から説明してください。

(事務局)

(資料4に基づき説明)

(栗林会長)

資料4について御質問や御意見がございますか。

(神戸委員)

資料4に記載してある件数と利用率の意味を再確認させてください。

(事務局)

住基ネットの利用件数は全体で243,979件でしたが、内訳は、旅券法の事務における74,098件と県税の事務における160,684件を合計した234,782件が、全体の利用件数の9割に及んでいます。また、例えば消防法に関する事務では、全申請件数の76.3%にあたる249件の申請について住基ネット利用があったという内容です。

(神戸委員)

事務ごとの利用率の差はどのような理由から出るのでしょうか。

(事務局)

住基ネットを利用することで住民票を省略できるという啓発はしておりますが、例えば旅券法に基づくパスポート発給の事務では、約1割の方が、住民票を添付して申請書をお持ちになります。また、資格の免状などに係る申請については、職場の先輩などから以前に行った手順を聞いて、同じように手続きをされる場合があるようです。住基ネットを使うことで、住民票をとりに行く手間と住民票手数料が要らなくなるというメリットがありますので、今後も関係部局とよく連携をとって周知に努めてまいります。

(栗林会長)

ほかに資料4に関して御質問や御意見はございますか。なければ、長野県においては引き続き、適切な運用を行ってください。続いて、会議事項のその他、資料5について事務局から説明してください。

(事務局)

(資料5に基づき説明)

(栗林会長)

ありがとうございます。資料5について質問意見等ございますか。なければ、事務局のほうで全体を通して補足などがありますか。

発言も出尽くしたようですので、これで本日の審議会を終了させていただきたいと思えます。皆さん大変お疲れ様でした。